

# 平成27年度

# 決算

## 平成27年度決算 一般会計の 決算概要

町では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをもとに、住みよいまちづくりを進めています。決算は、町に入ってきたお金（歳入）と、町が使ったお金（歳出）を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

平成27年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が61億8027万円、歳出が59億9781万円で、差引額は1億8246万円となりました。

**歳** 入は、その財源の性格から、「**自主財源**」と「**依存財源**」に分けられます。町の自主財源は歳入全体の38.1%、依存財源は61.9%の割合となっています。自主財源が多いほど、その自治体が進める行政サービスの自主性と安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、自主財源は歳入全体の約38%です。

一般会計の決算状況は、5ページの円グラフに示すとおりです。歳入が57億1803万円（前年対比5.6%増）、歳出が55億6536万円（前年対比8.4%増）で、歳入歳出差引額は1億5267万円。平成28年度に繰越して行う事業があたり、その財源が107万円となっていますので、実質収支額は1億5160万円となります。

一方、歳出総額は55億6536万円で、その歳出の内訳を見てみると、総務・税務に関する経費などにあたる総務費が12億8985万円と最も多く、続いて町民の福祉充実を目的とした民生費に12億2991万円、借入金の返済としての公債費が6億1416万円と続いています。

健 全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんへの要望に対応できるだけの弾力性が必要です。

## 表で見る 一般会計（歳入・歳出）の推移 町税収入の状況

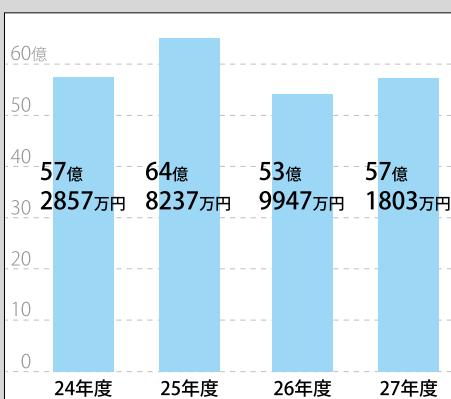
### 町税収入の状況

町税などは、町が直接収納し、自主的に使うことができる貴重な財源です。

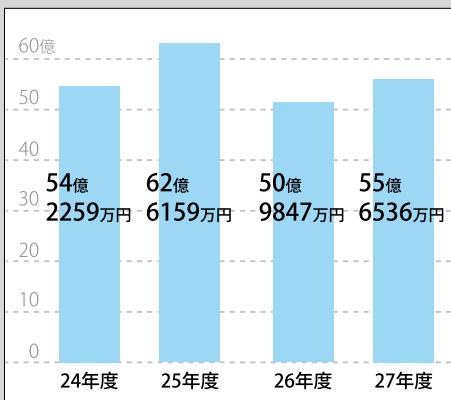
平成27年度の決算額は次のとおりです。

税目	27年度 決算額	26年度 決算額	増減額	27年度 徴収率
町民税	4億7497万円	4億7340万円	157万円	97.0%
固定資産税	4億6553万円	4億8892万円	▲2339万円	96.8%
軽自動車税	2192万円	2066万円	126万円	99.4%
町たばこ税	6626万円	6850万円	▲224万円	100.0%
入湯税	1824万円	1949万円	▲125万円	100.0%
都市計画税	6447万円	6125万円	322万円	95.9%
合計	11億1139万円	11億3222万円	▲2083万円	

一般会計の歳入の推移（H24~27）



一般会計の歳出の推移（H24~27）



町債 3億4239万円 (6.0%)

道支出金 4億4824万円 (7.8%)

国庫支出金 5億4671万円 (9.6%)

地方交付税 18億7677万円 (32.8%)

地方譲与税 1億1101万円 (1.9%)

各種交付金 2億1786万円 (3.8%)

※内訳は下記のとおりです

各種交付金内訳  
○内は構成比

利子割交付金	168万円 (0.0%)
配当割交付金	342万円 (0.1%)
株式等譲渡所得割交付金	287万円 (0.1%)
地方消費税交付金	1億7419万円 (3.0%)
ゴルフ場利用税交付金	716万円 (0.1%)
自動車取得税交付金	1324万円 (0.2%)
地方特例交付金	1423万円 (0.3%)
交通安全対策特別交付金	107万円 (0.0%)

グラフで見る  
歳入・歳出の状況町税  
11億1139万円  
(19.4%)自主財源  
38.1%歳入  
57億  
1803万円依存財源  
61.9%

分担金および負担金	2億135万円 (3.5%)
使用料および手数料	1億2947万円 (2.3%)
財産収入	5530万円 (1.0%)
繰入金	2億38万円 (3.5%)
繰越金	3億101万円 (5.3%)
諸収入	1億3484万円 (2.4%)
寄附金	4131万円 (0.7%)

平成27年度は次のとおり寄付をいただきました。いただいた寄付は東神楽町のため有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

- ・ふるさと納税 3822万円(1410名)
- ・指定寄附 299万円(3社、3団体、2名)
- ・一般寄附 10万円(1名)

商工費 1億4071万円 (2.5%)

諸支出金 4億703万円 (7.3%)

議会費  
5242万円 (1.0%)総務費  
12億8985万円  
(23.2%)歳出  
55億  
6536万円公債費  
6億1416万円  
(11.0%)民生費  
12億2991万円  
(22.1%)

消防費 1億6603万円 (3.0%)

農林業費 3億1644万円 (5.7%)

衛生費 3億5220万円 (6.3%)

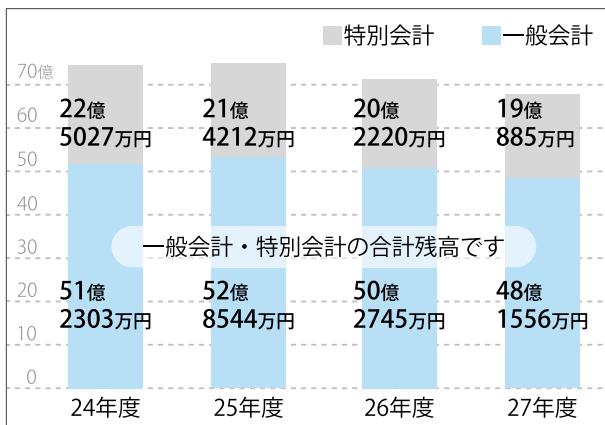
教育費 3億9482万円 (7.1%)

土木費 6億179万円 (10.8%)

## 地方債の借入額と元利償還額の状況

	借入額	元利償還額 【（ ）内は利子分】
24年度	7億2114万円	8億5037万円（1億3182万円）
25年度	7億7354万円	8億4111万円（1億2184万円）
26年度	3億4056万円	8億3070万円（1億1223万円）
27年度	3億7619万円	8億1592万円（9980万円）

## 地方債残高の状況



## 基金の状況

平成26年度末 現在高	14億3181万円
平成27年度 増額	4億712万円
平成27年度 減額	2億円
平成27年度末 現在高	16億3893万円

基金とは、将来直面する多様な財政需要などに対応するため、毎年積み立てられているものです。平成27年度末の現在高は、2億712万円増加し16億3893万円となりました。

## 平成27年度決算の概要

公共事業を推進するため借り入れた地方債の平成27年度末残高は、一般会計が48億1556万円、特別会計が19億885万円、合計67億2441万円となり、前年度末より3億2524万円減少しています。



### POINT!

#### どうして借金をするの? »»世代間の公平性

例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しづつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。

## 平成27年度 特別会計決算状況

特別会計	歳入	歳出
①国民健康保険特別会計	115万円	38万円
②国民健康保険診療施設特別会計	1億8038万円	1億5616万円
③公共下水道特別会計	2億8071万円	2億7591万円
合 計	4億6224万円	4億3245万円

## 平成27年度 企業会計決算状況

企業会計	収入	支出	差引	一般会計からの補助額
④水道事業会計	収益 1億5558万円	支出 1億6692万円	▲1134万円	5906万円
	資本 4446万円		9112万円	▲4666万円

特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。

東神楽町には、次の4つの特別会計があります（平成27年度の決算額は表のとおり）。

①**国民健康保険診療施設特別会計** 大雪地区広域連合発足以前の東神楽町国民健康保険税を管理するための会計です。

②**国民健康保険特別会計** 町立国保診療所を運営するための会計です。

③**公共下水道特別会計** 日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のための会計です。

④**水道事業会計** これらの中の会計は、基本的には使用料などを主要な財源として事業を運営している会計です。

私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。

このようにして事業を運営していくまでは、これらの会計は、基本的な実情から、一般会計からの繰入金によって收支の均衡を図っています。

# 平成27年度決算状況をまちの財政状況をお伝えします

## 東神楽町の主要財政指標

	24年度	25年度	26年度	27年度
① 財政力指数	0.357	0.361	0.365	0.373
② 経常収支比率	84.2	86.2	88.1	87.2
③ 公債費負担比率	14.7	13.9	14.3	13.5
④ 実質公債費比率	10.9	10.3	10.3	9.4

治体の財政状況をさまざま角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

白

### ①財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入（税収など）で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

東神楽町の経常収支比率は87・2%で前年度から0・9%減少しています。するとされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬直化が進んでいます（平成26年度全国市町村の平均91・3%）。東神楽町の経常収支比率は

### ②経常収支比率

東神楽町の平成27年度の財政力指数は0・373。前年度より0・008増加しています。

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費（人件費や公債費、公共施設の維持管理費など）がない収入（使途が制限されていない収入）のうちどの程度の比率を占めているかで判断します。この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時の財政需要に対応できる余力があります。

### ③公債費負担比率

実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計（公共下水道、水道事業）や一部事務組合（大雪消防組合、大雪清掃組合など）の地方債返済額が、一般財源のうちどの程度の

度の比率を占めているかを示すものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、平成27年度には9・4%と年々減少しています。



これらの指標は、町の財政状況を知る『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんのが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。

資金	健全化	平成27年度決算に
不	足	よびづく
比	断	る基
率	率	く

## 財政健全化法に基づく東神楽町の財政状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下『財政健全化法』）という）が平成19年6月に成立・公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公示制度を設け、基準比率以上となつた場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を見付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

### 比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、 広域連合 (※3)	地方三公社、 第三セクター等 (※4)		
		公営企業会計					
		公営事業 (※1)	公営企業 (※2)				
① 実質赤字比率	○						
② 連結実質赤字比率	○	○	○				
③ 実質公債費比率	○	○	○	○			
④ 将来負担比率	○	○	○	○	○		
⑤ 資金不足比率			○				

また、(5)の比率が経営健全化基準を超過すると、ささらに、(1)～(3)の指標のうち、いずれか1つでも財政再生の策定が義務付けられ、地方債の起債制限を受けるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

※4      ※3      ※2      ※1  
公社      社、(株)東神楽新都市開発  
大雪地区広域連合など  
大雪清掃組合、大雪消  
防組合、大雪葬斎組合  
東神楽町土地開発公  
司

右記の指標のうち、(1)～(4)のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化団体』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営健全化が求められます。

### ① 実質赤字比率 イ ÷ ア = - (※赤字額なし)

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模（町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと）で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません（実質黒字比率4.67%）。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模

(ア) 32億4289万円

### 一般会計の実質収支額

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
一般会計	57億1803万円	55億6536万円	107万円	(イ) 1億5160万円

## (2) 連結実質赤字比率 [ イ + ウ + エ + オ ] ÷ ア = - (※赤字額なし)

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません（連結実質黒字比率 8.45%）。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模	(ア) 32億4289万円
一般会計の実質収支額	(イ) 1億5160万円

## 一般会計以外の特別会計（公営企業会計除く）

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
国民健康保険特別会計事業勘定	115万円	38万円	0円	77万円
国民健康保険特別会計診療施設勘定	1億8038万円	1億5616万円	0円	2422万円
合計	1億8153万円	1億5654万円	0円	(ウ) 2499万円

## 公営企業会計に係る特別会計

会計名	歳入額(1)	歳出額(2)	算入地方債(3)	解消可能資金不足額(4)	資金不足額・剩余额(5) (1)-(2)+(3)+(4)
公共下水道特別会計	2億8071万円	2億7591万円	0円	0円	(工) 480万円
会計名	流動資産(1) ※5	流動負債(2) ※6	算入地方債(3)	解消可能資金不足額(4)	資金不足額・剩余额(5) (1)-(2)+(3)+(4)
水道事業会計	1億684万円	1411万円	0円	0円	(才) 9273万円

※5 貸倒引当金加算後の額

※6 控除企業債、控除引当金等差引後の額

## (3) 実質公債費比率 [ A + B - C - D ] ÷ [ ア - C ] = 9.4%

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です（単年度比率：H25 10.3%、H26 9.4%、H27 8.6%）。東神楽町の実質公債費比率は、7ページにあるように、年々減少に転じています。

区分	平成27年度決算額
地方債元利償還金	(A) 6億1401万円
準元利償還金	(B) 1億7666万円
基準財政需要額に算入された公債費および準公債費	(C) 4億4260万円
公債費償還に係る特定財源	(D) 1億702万円
標準財政規模	(ア) 32億4289万円

## (4) 将来負担比率 [ E - F ] ÷ [ ア - G ] = 21.4%

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額（将来負担額）を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

区分	平成27年度決算額
将来負担額	(E) 73億9549万円
充当可能財源等	(F) 67億9591万円
標準財政規模	(ア) 32億4289万円
算入公債費等の額	(G) 4億4260万円

## (5) 資金不足比率 H ÷ I = - (※資金不足額なし)

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことです。公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、公共下水道特別会計、水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません（資金剩余比率…公共下水道 2.54%、水道事業 115.73%）。このため『-』で記載しています。

区分	平成27年度決算額 (公共下水道特別会計)	平成27年度決算額 (水道事業会計)
資金不足額・剩余额	(H) 480万円	(H) 9273万円
事業の規模	(I) 1億8854万円	(I) 8012万円